

検査ご依頼者様

検査受託御確認事項

無添加食品販売協同組合
検査センター

検査の御依頼に際しまして、下記事項について 御確認をお願い致します。

1. 検査受託に関して

- ・検査をお受けする検体は、基本的に依頼者が製造、栽培あるいは採取したものに限り
ます。他者が製造した商品等を検査して、報告書に商品名を記載する場合は製造者の
許可が必要です。

2. 秘密保持

- ・検査結果などの問い合わせ等は、秘密保持のため依頼者以外にはお答えいたしません。
また、検査結果などの検査依頼によって得た事項については、第三者に開示いたし
ません。

3. 検査について

- ・検査品の状況により分析不能、検出限界値の変更などが生ずる場合があります。
- ・検査の状況などにより検査結果が、報告予定日より遅れる場合がありますので、ご了
承下さい。

4. 免責事項

- ・検査の結果及び検査報告書に起因する経済的、社会的な損失については免責とさせて
いただきます。